

組 合 報

協同組合アキュミュレーション 広報委員会

2026年7月 VOL. 120



組合員の皆様へ

拝啓、初夏の候皆様いかがお過ごしでしょうか。

貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、暦の上では夏至を過ぎ、いよいよ本格的な暑さが近づいてまいりました。この時期は

新しく配属された実習生や特定技能外国人の方々にとっても、日本の気候変化に慣れる

大切な時期となります。まめな水分補給などの体調管理について、ぜひ現場でも温かいお声がけを
いただけますと幸いです。

今月は、かねてより準備が進められていた「在留カードの刷新(特定在留カード)」が14日より開始され、

さらに24日には将来的な「在留手続き手数料の大幅引き上げ案」が公表されるなど、入管実務における
大きな変化が重なりました。当組合では目まぐるしく変わる法改正の情報を分かりやすく精査し

受け入れ企業である皆様の事務負担を最小限に抑えられるよう全力でサポートしてまいります。

今月号ではこれらの法改正の要点を整理いたしましたので、ぜひご一読ください。

【重要】2026年6月14日より新制度が開始されました

これまで別々に所持していた「在留カード」と「マイナンバーカード」を、希望により
1枚にした新様式「特定在留カード」の交付が開始されました(移行は任意です)。

これに伴い、マイナンバーカードを希望しない方に対しても、同じく刷新された「**新様式在留カード**」
が順次交付されます。新様式のカードでは、これまで目視で確認できていた「在留期間」や
「在留期間の満了日」が券面から消え、ICチップ内のみ記録されるようになりました。

特定在留カード以外の通常の在留カードについても、 2026年6月14日交付分から券面記載事項が変わります。

The items listed on residence cards issued on June 14, 2026 and beyond will also change.



※特別永住者証明書についても、同様に新様式に変わります。
Note: Special permanent resident certificates will also change to the new format.

「在留期間」、「許可の種類」、
「許可年月日」、「交付年月日」が
券面に記載されなくなります。

※これらの事項はICチップにのみ記録さ
れるようになります。
ICチップは在留カード等読取アプリ
(無料)で確認できます。



The cards will not display the
period of stay, type of permit,
date of permit, and date of issue.
Note: Only the IC chip will contain these data
items. You can check your data using
Residence Card Checker, a free app for
scanning your residence card's IC chip.

■在留カードの新旧比較表■

項目	従来の在留カード (2026年6月13日以前)	新しい在留カード (6月14日以降発行)
在留期間・満了日の表示	券面に印刷 (目視で確認可能)	券面から削除 (ICチップにのみ記録)
カード裏面の情報	主に「住居地記載欄」	マイナンバーが記載される (※特定在留カードのみ)
顔写真の掲載対象	16歳以上のみ対象	1歳以上から全員掲載 (16歳未満も必要に)
採用時の確認方法	カード表面の目視コピーのみでOK	「在留カード等読取アプリ」でのIC読み取り必須

【担当者様へ】 現在お持ちの在留カードは、有効期限まで引き続きそのまま使用できます。慌てて切り替える必要はありませんが、新しいカードを持ったスタッフを
採用する際は目視だけでは在留期限がわかりませんのでご注意ください。

■ 在留手数料の引き上げ案について ■

■ 法改正が成立、さらに具体的な提示案が公表

2026年5月29日、在留手続きに関する手数料の法定上限を大幅に引き上げる

「改正入管法」が国会で成立。さらに2026年6月24日、入管庁は具体的な

「引き上げ後の新料金案」を自民党部会等に提示しました。

改正法では上限額が「資格変更・更新が10万円、永住許可が30万円」と定められていますが、実際の金額は入管庁が政令で決定します。近く意見公募（パブリックコメント）が実施された上で正式決定し、早ければ10月から引き上げが開始されます。

💡 増収となった手数料収入は、国による「日本語教育の充実」をはじめとした外国人支援策などの財源に充てられる見通しです。

■ 値上げの主たる3つの背景

① 受益者負担の適正化：

これまで国費（税金）で賄われていた入管手続き費用について、

「手続きを行う外国人・企業本人」に相応の審査コストを負担してもらう方向へ転換します。

② 出入国管理の厳格化とDX：

在留カードの偽造対策、審査官の増員、オンライン申請システムの利便性向上といった管理体制を強化する財源として使われます。

③ 送還費用等の補填：

不法滞在者の強制送還関連コストなどの増加に対応するための、財源安定化も目的とされています。

■ 入管庁提示：在留期間別の「新料金案」

在留資格の変更・更新 などの手数料改定案	現行		更新期間		改定後の金額						
	在留資格の変更・更新	6000円	3か月以下	3か月超6か月以下	6か月超1年未満	1年	1年超3年未満	3年以上5年未満	5年以上		
					1万円	1万8000円	2万5000円	3万3000円	4万8000円	6万4000円	7万5000円
	永住許可	1万円	20万円								

※ 在留資格の変更・更新額はすべて窓口申請

在留資格の変更・更新などの手数料改定案

オンライン申請による大幅優遇割引：

- ・最大1万円の割引： オンライン申請の場合、「3か月以下」の短期申請を除き、窓口より最大1万円安く設定される見込みです。
- ・永住申請は窓口限定： 「永住許可申請」は従来通り、窓口対応のみ（オンライン非対応）となり割引もありません。

緊急連絡先

【事務局】 TEL：048-755-9591 FAX：048-755-9827

【組合職員携帯】 * 日水 070-1229-0925 * 杉戸 070-3667-8667

* 尾崎 090-7019-4221 * モクタン 080-9677-1678

* 高橋 080-3088-1839